

次期（第2次）米子市環境基本計画の策定について

1 策定の背景及び目的

本市では、「米子市環境基本条例」の規定に基づき、平成23年度（2011年）に米子市環境基本計画を策定し、平成28年度（2016年）に中間見直しを実施し、計画的な推進に努めてきました。

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題にまで広範囲に及び、その原因は複雑化、多様化しています。

このような中、国は、「パリ協定」を踏まえ、2016年5月に国全体で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を、更には、2018年4月に環境施策を通じて「持続可能な経済社会」の実現を目指す「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。

これらの国内外における社会情勢の流れを汲んで、持続可能な社会づくりを推進していくためには、私たち自身が地球温暖化などの地球規模での環境問題に対する理解を深めるとともに、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような状況の中、令和2年度をもって「現行計画」の計画期間が満了することから、現在の社会情勢の動向に合わせた「第2次米子市環境基本計画（2021～2030）」を策定することとします。

米子市環境基本条例 第8条（環境基本計画）

- 1 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2 策定方針

- (1) 環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項及び行動指針を定めるものとする。
- (2) 行政、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにする。
- (3) 市民及び事業者の意見が反映されるような計画とする。
- (4) 行政が行う施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び快適な環境の創造について配慮義務を要する構成とする。

- (5) 責務、役割及び行動指針は、可能な限り数値目標を設定し、進行管理を行うことができるものとする。
- (6) 国及び県の基本計画、市の「まちづくりビジョン」のほか、環境関係法令と整合性を図ったものとする。

3 策定スケジュール(案)

		事務局	審議会
令和 2年	1月		
	2月		R元年度 第1回審議会（諮問） 現計画の進捗状況の検証
	3月		
	4月	内部検討会	
	5月		R2年度 第1回審議会 （素案審議）
	6月		
	7月	内部検討会	
	8月		R2年度 第2回審議会 （原案審議）
	9月	・パブリックコメント(意見募集)	
	10月	↓	
	11月		R2年度 第3回審議会 （最終案審議）
12月		答申	
令和 3年	1月	印刷製本	
	2月	第2次環境基本計画策定	
	3月		

参考 上位計画における環境政策の位置づけ

(1) 第5次環境基本計画（環境省/平成30（2018）年4月）

目指すべき社会の姿	1 「地域循環共生圏」の創造 2 「世界の範となる日本」の確立 3 持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現
6つの重点戦略	1 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 2 国土のストックとしての価値の向上 3 地域資源を活用した持続可能な地域づくり 4 健康で心豊かな暮らしの実現 5 持続可能性を支える技術の開発・普及 6 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
重点戦略を支える環境政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動対策 パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施 長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進 気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施 ■ 循環型社会の形成 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施 ■ 生物多様性の確保・自然共生 生物多様性国家戦略 2012-2020 に掲げられた各種施策を実施 ■ 環境リスクの管理 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策 ■ 基盤となる施策 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報等 ■ 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等

(2) 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（策定中）

（鳥取県/令和2（2020）年3月）

目標年度	令和12（2030）年度
計画の概要	<p>環境に関連するSDGsの達成に向けた5つの施策を「暮らし」、「地域」、「経済」において展開し、持続可能な社会の創造を目指します。</p> <p>「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は「鳥取県環境の保全および創造に関する基本条例」第9条の規定に基づく計画（環境基本計画）として位置付け、環境保全および創造を計画的に推進するための「目標」、「施策の方向」を示します。</p>

<p>5つの柱と 主な取組</p>	<p>1 循環型社会の構築 プラスチックごみの排出低減、食品ロスの削減 等</p> <p>2 低炭素社会の実現 再生可能エネルギーの導入、気候変動に対する緩和・適応策の実施 等</p> <p>3 自然・生物との共生 生物多様性や自然公園等の保全と利活用、緑の街づくりの推進 等</p> <p>4 生活環境の保全 湖沼や河川等水資源、星空環境の保全、環境、観光への利活用促進 等</p> <p>5 環境活動の協働 ESG 投資など環境に価値を見出す経済の促進、多様な主体の協働、 環境教育、人材育成、環境保全活動の推進 等</p>
-----------------------	--